

# Tax Analysis

For more BEPS information,  
please contact:

## Transfer Pricing

### Shanghai

**Eunice Kuo**

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

### Hong Kong

**Patrick Cheung**

Tel: +852 2852 1095

Email: patcheung@deloitte.com.hk

## International Tax

### Beijing

**Jennifer Zhang**

Tel: +86 21 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

### Shanghai

**Leonard Khaw**

Tel: +86 21 6141 1498

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

### Hong Ye \*

Tel: +86 21 6141 1171

Email: hoyeqinli@qinlilawfirm.com

### Hong Kong

**Anthony Lau**

Tel: +852 2852 1082

Email: antlau@deloitte.com.hk

\*\* 葉紅は上海勤理弁護士事務所の弁護士である。上海勤理弁護士事務所は中国国内で登録し設立された弁護士事務所であり、デロイトのグローバル税務・法務ネットワークに属している。デロイト法務は、世界の主要な法務サービス提供者の一つである。

## OECD が無形資産に係る移転価格ガイドラインの改訂案を公表

「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting: 以下“BEPS”)プロジェクトの成果物の一つとして、経済協力開発機構(OECD)は2014年9月16日、移転価格ガイドライン第6章「無形資産に対する特別の配慮」の改訂案を公表した。改訂の作業は現在も進行中で、いくつかの重要なセクションはまだドラフトの状態にあり、2015年にBEPSプロジェクトの成果物の一つとして最終化される見込みである。今回公表された改訂案のうち、すでに最終化された部分は重要な指針を提供するものであり、まだ最終化されていない部分も今後の指針の方向性を示しているといえる。

### 無形資産の定義

OECDは価値のあるものが無形資産の定義から外れることがないように、無形資産について広範な定義を採用している。OECDのこのようなアプローチは多くの国のアプローチに類似するものである。

改訂案では無形資産を、(1)有形資産または金融資産ではなく、(2)商業活動における使用のために所有または支配することができ、(3)比較可能な状況における独立企業間の取引であれば、その使用または移転に対して対価が支払われるもの、と定義している。

移転価格の観点からの無形資産の認識に関して、OECDは比較可能な取引において独立企業間で合意するだろう取引条件に着目する。無形資産の広範な定義は、会計上または法律上の定義もしくは特徴づけに左右されるものではなく、その他の税務目的に左右され、または使用されることを意図したものでもない。移転価格分析では無形資産が存在するか否か、および無形資産がすでに使用あるいは譲渡されているか否かを慎重に判断しなければならないとOECDは述べている。例えば、全ての研究開発支出が無形資産を生み出し、あるいは改良するわけではなく、全てのマーケティング活動が無形資産の創出、改良につながるわけでもない。

法律上、契約上あるいはその他の形式の保護が与えられるか否か、どの程度の保護が与えられるかは、その項目の価値やそれに帰属すべき収益に影響を与える可能性はあるが、その項目が移転価格上、無形資産とみなされるための十分条件とはならない。同じように、単独で譲渡できるか否かも、その項目が移転価格上、無形資産とみなされるための十分条件とはならない。

OECDは移転価格上、無形資産とみなされる項目とみなされない項目について議論している。

移転価格上、無形資産とみなされるもの	特許
	ノウハウおよび商業機密
	商標、商号およびブランド
	契約上の権利および政府のライセンス（労働力を得るための契約上の承諾を含む）
	無形資産のライセンスおよび類似の制限された権利
暖簾および継続企業の価値	
移転価格上、無形資産とみなされないもの（一企業によって所有または支配されない）	グループシナジー
	市場の特殊要因（例えば、現地消費者の購買力およびロケーションセービング）
	集合的な労働力

改訂案によれば、移転価格分析を行う際には、特殊性のある無形資産を識別することが重要であり、境界が曖昧であるか、区別ができない無形資産は適当ではない。機能分析では、無形資産を識別するとともに、それがどのように検証対象の取引において価値の創造に貢献しているか、どのように価値を創造するためにその他の無形資産、有形資産および事業運営と相互に作用しているかを見極めなければならない。

#### 無形資産の開発および利用に係る収益を獲得する権利

改訂案のセクション B では、無形資産の所有権の全てあるいは一部が無形資産の開発、改良、維持、保護もしくは利用に関連する活動と切り離されている場合に、無形資産に帰属する利益をどのように配分するかという難しい問題を扱っている。この問題は、現行のガイドラインの下での実務を大きく変化させる可能性があるため、無形資産に関する指針の中でも最も重要な部分であり、かつ最も論争的になるものである。ただし、セクション B で強調しているのは、OECD 移転価格ガイドラインの第 1-3 章に従い、独立取引の原則に従わなければならないということである。

BEPS プロジェクトの次の段階の作業において、リスク、評価の困難な無形資産および特別な手続についての検討が行われることを受けて、指針の一部は改訂される可能性があるため、セクション B はまだ最終案とはなっていない。一部のドラフト（少なくともリスクと資本に関する部分）は 2014 年末までに公表されると見込まれるが、セクション B の最終改訂案は 2015 年 9 月に公表される予定である。

セクション B では、無形資産の法的な所有者に対して、その無形資産の使用に係る対価を支払うことを認める一方、その他の者が無形資産の開発、改良、維持、保護もしくは利用につながる活動に関与する場合、これらの活動に対する対価を別個に支払うことも検討しなければならないとしている。ゆえに、無形資産の法的な所有者がその無形資産の使用に係る収益を得ることは否定しないものの、移転価格の観点から、法的な所有者は自らが担わない機能に対して相応の対価を支払うべきであると考えられる。無形資産の使用に係る対価の法的な所有者への支払に関わる移転価格の問題は、法的な所有者が無形資産の開発、改良、維持もしくは保護に関与する者にいくら支払うべきかというもう一つの移転価格の問題の影響は受けない。

改訂案では、(1) 法的な所有権と無形資産の開発、改良、維持、保護もしくは利用につながる活動との分離、(2) 利益を検証する取引当事者の決定、(3) 法的な所有者と上記の活動を行う者に最終的に配分される利益、に関する問題について議論する中で、OECD ガイドラインの第 1-3 章に従い、機能分析においてグループの各メンバーが履行する機能、使用する資産および担うリスクを分析し、それが結果に反映されるようにしなければならないと述べている。また、無形資産の法的な所有者が単に無形資産を保有するのみである場合、グループのその他のメンバーに上記の活動に係る対価を支払った後、法的な所有者は活動に係る何らの利益も得ない可能性があるとしている。

改訂案では、関連企業の役割、責任および権利は契約書に記載することが考えられ、そのような契約書は関連者間取引を識別し、分析するための参考になると述べている。従って、関連企業は契約書にその意図を記載することが奨励される。ただし、改訂案では、実際リスク負担または管理および無形資産の開発、改良、維持、保護もしくは利用につながる実際の機能が契約書に記載された内容と異なる場合には、実際の状況を見るべきであるということも明らかにしている。

改訂案では、無形資産の法的な所有者自身が無形資産の開発、改良、維持、保護に関わる全ての機能を履行する必要はないと明確に述べている。また、独立企業の間ではこれらの機能をその他の企業に委託することがあるため、独立

取引の原則の下で、関連者間でも同じような行動をとることができるとしている。他の企業に委託した活動が“サービス”とみなされ、対価を支払う必要がある場合、グループ内のサービス提供者以外の者が委託された活動の実施をコントロールしなければならない。この場合、履行される機能を理解し、機能が適切に履行されているか否かを判断する能力があり、かつ機能の重要事項に関する最終的な意思決定者となる企業は、当該活動をコントロールしているものとみなされる。法的な所有者が当該活動を適切にコントロールしていない場合、実際にそれをコントロールしている者は、その者が活動を行っているか否かにかかわらず、合理的な対価を得るべきである。

履行される機能の価格を決定する際、ある状況においては、一部の“重要な機能”は無形資産の価値に重要な貢献をしていることから“特別な重要性”を有すると、改訂案では述べている。以下に列挙するものはそのような機能の全てを含むものではなく、単に説明的なものである。状況によって、以下に列挙された機能が特別な重要性を持たないこともあれば、列挙されていない機能が特別な重要性を持つこともあるだろう。

- リサーチおよびマーケティングプログラムの設計とコントロール
- 創造的活動の指導および優先順位付け（“ブルースカイ”リサーチの方針の決定を含む）
- 無形資産開発プログラムに関する戦略的な意思決定のコントロール
- 予算の管理とコントロール
- 無形資産の防衛と保護に関する重要な意思決定
- 無形資産の価値に重大な影響を与える可能性がある、独立企業または関連企業が履行する機能に対する継続的な品質管理

実務においては、独立企業間のように、ビジネスの観点から、これらの活動は専門知識を有するその他の者によって履行されるかもしれない。移転価格実務に従事する者は“大きな重要性”のある活動を調査、識別し、実際の取決めが独立取引の原則に従っていることを示す必要がある。もし重要な機能の大部分を履行する者が検証対象とされるなら、一方の関連者のみを検証対象とする移転価格方法の信頼性は大きく低下する。無形資産の法的な所有者が重要な機能を履行できないか、あるいはコントロールできない場合、その者には自らが履行する機能に対する少額の収益のみが残されることになるだろう。非関連者間で重要な機能の委託が行われなければ、比較対象取引を見つけれないため、利益分割法を適用するか、あるいは適切な場合には、取引を再構築することが必要になる。

改訂案には、いつの時点で移転価格分析を行うべきかに関する新たな指針も加えられている。それによれば、対価の額は予測（または事前）の情報に基づいて決めなければならない。これに関しては、実務上の問題が生じる可能性がある。多くの場合、移転価格分析を担当する個人は全ての無形資産の開発活動を認識しているわけではなく、たとえ認識していたとしても、多くの企業が無形資産の開発を決定する際に準備する事前的な内部分析は、移転価格分析を行う上では十分なものでないからである。

## 無形資産の価値評価

無形資産の価値評価を行うための移転価格方法の選択に関して、改訂案は当事者双方の現実的な代替案の検討を要求した上で、最適な方法として取引単位の利益分割法およびディスカウントキャッシュフローの評価手法を採用するのが適当であろうと述べている。特に、多くの場合において、独立価格比準法（Comparable Uncontrolled Price Method：以下“CUP法”）に用いる適切な比較対象情報を得ることは難しいと指摘している。

## 現実的に適用可能な選択肢

改訂案では、無形資産取引に関する比較可能性分析を行う際、取引の各当事者が現実的に適用可能な選択肢を検討すべきこと、一方の関連者のみを対象とする比較可能性分析では不十分であることを強調している。また、一方の当事者の特殊なビジネス状況は、他方の適用可能な選択肢に反する結果をサポートするために用いてはならないと述べている。改訂案にある例では、無形資産の譲渡者が、単に譲渡される権利を効果的に利用する資源を欠いているという理由で、その他の選択肢よりも有利でない価格を受け入れることはないということを説明している。また、もう一つの例では、無形資産の譲受者が、その無形資産を用いて利益を得ることが期待できないような高い価格を受け入れることもないということを説明している。

改訂案は、関連者間の無形資産取引の価格は、取引の各当事者の現実的に適用可能な選択肢と矛盾せず、納税者は資源の配分を最適化するという仮定とも一致すべきとの立場をとっている。また、取引の各当事者の適用可能な選択肢を検討した上で、双方が受入可能な価格に一致する部分がなければ、実際の取引を否認するか、当事者のリスク配分を認めないか、もしくは取引の条件を調整するかを検討する必要があるとしている。同様に、もし無形資産の現在の使用もしくは提案された選択肢は資源の配分を最適化するものではないと主張するならば、そのような主張が実際の事実および状況と一致しているか否かについても検討する必要があるかもしれない。

## 比較可能性分析

補足的な指針によれば、比較可能性分析を行う際には、無形資産の独自性を評価することが必須である。これは CUP

法を適用する際に特に重要であるが、比較対象に依存するその他の移転価格方法の適用にも関連する。比較可能性を判断する際の重要な要素には、譲渡される無形資産と比べた場合の潜在的な比較対象の実際または潜在的な利益獲得能力、譲渡される無形資産が次世代製品の開発期間の短縮につながるものであるか否かといったことがある。指針では、公開または非公開のデータベースから得た比較対象情報が十分に詳細で、指針にある比較可能性の基準を満たせるものであるか否かということについて、疑問を投げかけている。

改訂案では、比較可能性の調整金額が無形資産の価値の大部分を占める場合、その調整結果は信頼できない可能性があり、比較対象とされた無形資産も、実際には有効な移転価格分析を支持するだけの十分な比較可能性を有するものではない可能性があるとして述べている。そのため、無形資産の譲渡取引に CUP 法を適用する場合には、比較可能性に関する高い要求を満たす必要がある。OECD は多くの場合、無形資産に関わる信頼性のある比較対象を見つけることは難しく、あるいは不可能であると明確に述べている。

## 移転価格方法

最適な移転価格方法の選択は、多国籍企業のグローバルビジネスのプロセスと譲渡される無形資産がどのようにグローバルビジネスを構成するその他の機能、資産およびリスクと相互に作用するかということを示す機能分析に基づかなければならない。機能分析では、価値創造に貢献する全ての要素を認識しなければならない。これには、負担するリスク、特定のマーケット特性、地域、ビジネス戦略および多国籍企業のグループシナジー等が含まれる。移転価格方法の選択および比較可能性分析に基づく調整は、無形資産と通常の機能だけでなく、価値創造に実質的な貢献をする全ての関連要素を考慮に入れたものでなければならない。

OECD は、具体的な状況に応じて、OECD が認める 5 つの移転価格方法のいずれも無形資産の譲渡取引を分析する最適な移転価格方法になり得ると述べている。しかし、取引当事者の一方のみを検証対象とする方法（再販売価格基準法、取引単位営業利益法を含む）は通常、無形資産の取引を検証するための信頼できる方法ではない。その理由の一つは、これらの方法が、剰余利益は全て無形資産の所有者に帰属すると仮定していることである。OECD はさらに、無形資産の開発コストに基づいて無形資産の価値を評価しようとする移転価格方法は一般的に奨励されないとも説明している。無形資産が開発された後、無形資産の開発コストとその価値あるいは移転価格の間に関連性があることはまれだからである。従って、改訂案では、一つまたは複数の無形資産の譲渡に関わる場合に有用とされる可能性が高い移転価格方法は CUP 法または取引単位の利益分割法であり、評価手法も有用なツールになり得ると結論付けている。

上述したように、CUP 法は高い比較可能性が要求されるため、実務において当該方法を適用することは難しいと思われる（最近において非関連者からの取得があった場合あるいは内部に適当な比較対象価格が存在する場合を除く）。

CUP 法を適用できない場合、開発された無形資産を評価する信頼できる方法は利益分割法であると考えられる。おそらく、2015 年 9 月に公表予定の行動計画 10（高リスク取引）に関する成果物の一部として、取引単位の利益分割法に関する追加的な指針が出されるため、利益分割法に関する議論はまだ最終化されていない。追加的な指針では、無形資産の法的な所有者が、（無形資産が利益を生じる場合には追加的な収益が得られるような）重要な機能を果たす企業との間で、どのように損失を分担すべきかに関する指針も提供されることが望まれる。

さらに OECD は、評価手法（ディスカウントキャッシュフロー法（Discounted Cash Flow Method：以下“DCF 法”））のような収益ベースの方法を含む）を用いて無形資産の独立取引価格を算定することも可能であろうと述べている。改訂案では、DCF 法の適用に関する新しい指針が与えられている。評価手法を用いる際には、一定の仮定に基づいて分析を行うことが必要であり、OECD は特に以下の事項を考慮しなければならないと述べている。

- 財務データ予測の正確性
- 成長率に関する仮定
- ディスカウント率
- 無形資産の耐用年数および最終価値
- 税金に関する仮定
- 支払方式

## リスクおよび資本に関する配慮

現行の OECD の指針では、リスク配分に関して、リスクを担う企業がリスクに対するコントロール力およびリスクを担う財務力を有するか否かに焦点を当て、リスク配分と称されるものの経済実質に着目する（「OECD 移転価格ガイドライン」の 9.22-9.32 を参照）。

セクション B に含まれる指針では、無形資産の開発、改良、維持、保護および利用に係る資金提供とビジネスリスクとはしばしば密接に関連することを認める一方で、リスク配分は契約条項の影響を受けるため、両者を個々に分析することを要求している。資金提供のリスクに係る収益の程度は、無形資産開発の段階、無形資産に関連するリスクに対するコントロール力、および損失の受入能力によって異なる。改訂案では特に、無形資産に係る資金提供者に報酬

を与えることの必要性は認めつつも、機能分析の結果、その者が資金を提供し、資金提供のリスクを担うほかには、何らの機能もリスクも担わず、資産も保有しないならば、リスクに基づいて調整された収益のみを得ることができるとしている。

BEPSの行動計画9では、OECDが、グループメンバーの間でリスクを移転し、あるいは超過資本を配分することによって生じる税源浸食と利益移転を回避するための規則を制定することを求めている。OECDは、行動計画9の一部として、リスク配分と関連する収益に関する新たな指針について検討するとともに、多国籍企業グループの関連者の中で契約によってリスクを配分できるか否かについても検討している。一方で、多国籍企業グループの真のリスク負担者は個々の事業体ではなく、株主であるとするコメントもある。

行動計画9の一部として、OECDはグループメンバーの間のリスク配分が経済実質を反映するか否かという問題にも取り組んでいる。同じビジネスラインに属する企業のほとんどは、おそらく当該ビジネスラインに関連するリスクを共同で担っていると言えるからである。言い換えれば、適切な機能分析は、成功した製品の開発、生産およびマーケティングに関わるリスクは研究開発センター、製造業者および販売業者が負担しているということを示すだろう。OECDはまた、リスクを伴う行動をとる人々のいる場所が、ある種のリスクが“自然”に引き受けられる場所であるか否かについても検討を行ってきた。例えば、研究開発活動を行う研究開発のグループは研究開発リスクを配分される自然な場所であり、マーケティング機能を担う販売業者はマーケティングリスクを配分される自然な場所といえるかもしれない。人々の機能に重点を置くこの論法は、移転価格の結果は価値の創造を反映したものでなければならないとするOECDの指導理念とも一致する。

もしOECDが、中心的なアントレプレナーを伴う可能性のあるビジネスモデルに関してこのアプローチを用いるならば、おそらくは潜在的な比較対象のリスクポジションとグループメンバーのそれとが異なることから、事後的な収益のベンチマークを移転価格の検証に用いる状況は大幅に減る可能性がある。また、生産、販売またはサービスに係る収益がベンチマークに基づかなくなるため、各企業の利益水準が大きく変わる可能性もあり、取引単位の利益分割法がより頻繁に用いられることになると考えられる。

## 評価の困難な無形資産に関する配慮

第6章の指針は、高リスク取引の移転価格について検討する行動計画10の成果物、および取引の再構築等の“特別な措置”に関する更なる検討による影響を受ける可能性がある。これらの作業はいずれも2015年9月までに完了する予定である。

税務当局は、伝統的な方法と技術を用いて評価することが難しい無形資産があるということに懸念を示している。無形資産には独自性があり、通常、非関連者間では取引が発生しないこと、あるいは取引発生時点では無形資産から生じる収益に高い不確実性があることがその理由である。OECDの第6作業部会（Working Party）（多国籍企業と移転価格を担当）は、これらの問題に対処できるように移転価格ガイドラインを強化するための選択肢について検討する予定である。これは広く影響の及ぶ事項であり、特定の状況において独立取引の原則に代わる方策についても検討するものと見込まれる。

改訂案には、予測できない事後的な収益の影響に関するセクションが追加され、予測できない収益は実際に予測できないものであるか否かを判断しなければならないと述べられている。もし収益が予測できないものならば、当該収益は原則として、関連のリスクをコントロール、管理し、かつ実際にリスクを担う企業が獲得すべきである。この点に関する追加的な指針、特に、どのような場合に結果を合理的に予測できたものとみなし（この場合、税務当局は取引の調整を行うことができる）、どのような場合に予測できないものとみなすのかということに関する指針は、高リスク取引に関する行動計画10の成果物に含まれる予定である。

第6作業部会は、独立取引の原則は全ての状況における解決策を税務当局に提供することはできず、それ以外のアプローチが唯一の選択肢となる場合もあるだろうと結論付ける可能性がある。特定の結果を独立取引の原則に従っていないと“みなす”ようにOECDの指針を変更することは、独立取引の原則に従った結果を求める国々の租税立法にとって大きな問題となるかもしれない。また、行動計画15で検討されている多国間協定の一部として変更される可能性はあるものの、そのような解決策は、多くの現行の租税条約における、独立取引の原則が織り込まれた事業所得条項とも一致しない。

類似の問題は、実際の取引が再構築され、企業がフィクションの取引に基づいて課税されるような状況においても生じる可能性がある。現行のOECDの指針では、次の2つの状況においてのみ、税務当局が取引を否認することを認めている。(1) 取引の経済実質がその形式とは異なる場合、(2) 取引の条件が全体として、商業的に合理的にふるまう独立の者が採用するものとは異なり、かつ実際のストラクチャーが実務的に適切な移転価格の決定の妨げとなる場合。そのため、現行の指針には、取引を再構築できる非常に具体的で限定的な状況が列挙されている。また、OECDは、税源浸食と利益移転を防止するために、いつどのように取引を再構築することが適切であるかを明らかにするか否かを検討していることも公表した。

取引を再構築することの大きな欠点は、最も簡単なケースを除き、取引の再構築に用いる一つの取引を探すことは難しく、取引当事者の双方（および各々の所轄税務当局）が合意できるような、取引の再構築に関する基準もないということである。取引当事者の双方あるいは各々の所轄税務当局が、取引を全く同じフィクションの取引に再構築することはないと思われるため、指針を緩和することによって、重大な不確定性、潜在的な二重課税が生じ、相互協議の申立件数も増加する可能性がある。

## 発効日

OECDは改訂内容の発効日については勧告していない。改訂の発効日はそれを採用する国家の国内法次第となるだろう。一部の国家は特定の移転価格法規を制定せず、基本的にOECDの移転価格ガイドラインに従っている。これらの国家については、改訂が最終化されたときに、それが自動的に国内法に組み込まれることになる。一方、特定の移転価格に関する法律、法規あるいは指針を有する国家は、改訂内容を反映した新たな法律を制定するか、あるいは現行の法規または指針を正式に改正することが必要になる。

改訂内容が将来的に適用されるのか、あるいは遡及的に適用されるのかも現地の法律によって決まる。2015年のBEPSプロジェクト終了時の最終合意には、OECDの新しいガイドラインの発効日が含まれる可能性もある。

## 中国の観点からのコメント

中国の現行の移転価格税制における無形資産の定義は、OECDガイドラインの改訂案における定義と広く一致している。新興市場国家として、無形資産の使用許諾は中国においてよく見られるものであり、ロイヤルティーの対外支払は税務当局が長く着目している問題である。無形資産の譲渡（売却）はより頻繁に行われるようになったが、これは移転価格上の無形資産の価値評価の問題も引き起こす。現在、コストシェアリングはまだ中国で普通に見られるものではないが、税務当局も多国籍企業もこれに大きな関心を持っている。

国家税務総局（State Administration of Taxation：以下“SAT”）は最近、BEPSプロジェクトの取組みを認めると表明したが、それとは別に、「OECD移転価格ガイドライン第1章の改訂：地域固有の優位性および受動的関係に関する重要な指針」と題したTax Analysis（P197/2014、2014年9月29日発行）でも触れたように、中国の税務当局はすでに、中国現地に無形資産が存在する可能性を常に探っている。例えば、中国の税務当局はしばしば次のような活動に関して、中国現地に無形資産があると主張する。

- 生産活動：現地の製造業者は積極的に現地顧客との関係の構築と維持に努め、その結果、顧客関係の無形資産を獲得する
- 販売活動：現地の販売業者は非常に多額の広告、マーケティングおよび販売促進のコストをかけ、ゆえに現地においてマーケティングの無形資産を保有する
- 研究開発活動：“プリンシパル”が実際には大部分の研究開発リスクを担わない中で、現地の製造業者が研究開発活動を行い、その研究開発成果の使用によりベネフィットを受ける

中国の税務当局は「国際連合：発展途上国の移転価格マニュアル」（2012年10月2日公布）および「2014-2015年度国際租税コンプライアンス管理計画」（2014年4月に江蘇省国家税務局が公布）においても、これと類似の観点を繰り返し述べている。中国の税務当局は、中国現地の企業が履行する機能、使用する資産および負担するリスクに重点を置き、かつその移転価格の結果は価値の創造に見合うものでなければならないということを強調している。我々の見てきたところでは、中国の税務当局は移転価格の調整を行う際、積極的に利益分割法等の方法を採用し、多国籍企業の中国子会社が超過支出に対して相応の補償を得るように、あるいは無形資産に係る収益を共有する権利を得るようにしている。

また、中国の税務当局は、現地の無形資産と地域固有の優位性はしばしば緊密に結びつけられるものであるため、機能とリスクを全体的な視点から見なければならぬと考えている。現地での無形資産の構築を支持する十分なビジネスケースがない場合、中国の税務当局は中国の企業が追加的な課税利益を得られるように、地域固有の優位性を無形資産に類似するものとみなすことができないかを検討するであろう。

政府部門（例えば、国家工商行政管理総局）が最近行った独占禁止法調査の中には、調査対象企業とその関連者との取引が独立取引の原則に従っていないことがわかったケースもある。2014年9月12日付の中国税務報に掲載された「注意！独占禁止法調査の後に租税回避防止調査の嵐が来る」と題した記事によれば、中国の税務当局は調査対象企業の取引から生じた剰余利益があるか否か、どの程度の剰余利益が中国の関連者の無形資産または価値創造から生じたものであるかを調査する。

無形資産の譲渡に関して、中国のSATは複雑な定量分析に対して開放的な態度を示すとともに、価値評価の手法に関する広範な研修を全国で行ってきた。中国の税務当局はしばしば、譲渡される無形資産には価値があると主張し、移

転価格算定のためにインカムアプローチまたはマーケットアプローチを用いる。企業が強力な分析および十分な裏付け資料を提出し、コストアプローチを選択することの正当性を説明できなければ、中国の税務当局がコストアプローチを受け入れることはまれであろう。

中国におけるコストシェアリングにはなお不明確な点がある。例えば、コストシェアリングの基礎、源泉所得税と間接税の処理、コストシェアリングの実施と文書作成および年度調整等である。また、中国の企業が担う通常の機能に対するベンチマーク分析を行う際、中国の税務当局は地域固有の優位性を考慮する可能性がある。例えば、中国の企業は限定的あるいは通常の利益に加えて、研究開発活動に関わるロケーションセービングのゆえに、追加的な補償を得るべきであると考えられるかもしれない。

中国の税務当局は国外に進出する中国企業の無形資産の問題にもますます注目するようになってきている。中国企業が保有する無形資産（商標、技術ノウハウおよび顧客リスト等）を“輸出”する際には、国外の関連者から報酬を受け取るべきであると中国の税務当局は考えている。

SATはOECDの各勧告を研究して対応すると述べ、2015年に改正後の2号文も公布される見込みであることから、納税者はOECDの無形資産に関する行動計画がSATの移転価格調査のアプローチにどのような影響を与えるかに注意を払う必要がある。

当面、企業は積極的に移転価格に関連する実質の正当性を示すようにする必要がある。種々の活動が無形資産の創出、開発および維持とどのように関連しているか（例えば、創意、研究開発および広告、マーケティング、販売促進の予算、研究開発およびマーケティングの戦略等）、および中国の企業が無形資産の価値に貢献しているか否かを理解し、文書にすることが重要である。適切に準備された文書は、今後、税務当局の調査を受けた際に、よりよく対応する上での助けとなる。

現地の企業は、関連者の間の機能、リスクおよび資産の配置が価値の創造と一致していることを確認するために、現行の関連者間取引をレビューする必要がある。

無形資産の使用許諾を受けている中国の企業は、現行のロイヤルティーが独立取引の原則に従っているか否か、および現実的な選択肢とも一致するものであるか否かをレビューする必要があるだろう。

## 香港の観点からのコメント

香港はOECDのメンバーではなく、現行の香港の税務条例にも特に無形資産に係る移転価格の問題を扱った条項はないが、過去の裁判事例によれば、香港の内国歳入庁（Inland Revenue Department：以下“IRD”）は一般租税回避防止措置を適用する際に“形式より実質を重んじる”ということに重点を置く傾向がある。このことは基本的に、無形資産に関わる税源浸食と利益移転に関するOECDの指針とも一致している。

OECDのBEPS行動計画とは別に、香港のIRDはすでにこれまでも、香港の会社が海外のグループ企業（特に、バミューダ、ヴァージン諸島等のタックスヘイブンにあり、経済実態および機能のほとんどない企業）の保有する無形資産を使用する際に支払うロイヤルティーに対する調査を行ってきた。香港のIRDは引き続き、無形資産に関わる移転価格の問題に関して、OECDに従うものと見込まれることから、香港の会社が現行のビジネスモデルの見直しを行い、無形資産に関連する移転価格ポリシーの評価を行うことを提案する。

## 結論

OECDは、移転価格の観点から無形資産の価値評価に係る追加的な指針を提供するという難しい作業を行ってきた。一部の重要な指針はまだ最終化されていないが、最終的な指針の方向性は明らかになったといえる。即ち、単に無形資産の法的な所有権を有するだけで、無形資産に係る大きな収益を得ることはないだろう。無形資産の開発、改良、維持、保護および利用に関する契約を締結している企業は、新たな指針に照らして当該契約を見直す必要がある。

新たな指針は企業の移転価格実務に大きな影響をもたらす可能性があるため、企業は今後の動向に注意を払う必要がある。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

吳嘉源  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7501  
FAX : +86 10 8518 7501  
E-mail : [kevng@deloitte.com.cn](mailto:kevng@deloitte.com.cn)

#### 香港特别行政区

展佩佩  
パートナー  
TEL : +852 2852 6440  
FAX : +852 2520 6205  
E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 深圳

展佩佩  
パートナー  
TEL : +852 2852 6440  
FAX : +852 2520 6205  
E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 重庆

湯衛東  
パートナー  
TEL : +86 411 8371 2888  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### 济南

郭心潔  
パートナー  
TEL : +86 531 8518 1058  
FAX : +86 531 8518 1068  
E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 苏州

許柯/梁晴  
パートナー  
TEL : +86 512 6289 1318/1328  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)  
E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### 大連

湯衛東  
パートナー  
TEL : +86 411 8371 2888  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### マカオ特别行政区

馬健華  
パートナー  
TEL : +853 8898 8833  
FAX : +853 2871 3033  
E-mail : [quiva@deloitte.com.hk](mailto:quiva@deloitte.com.hk)

#### 天津

蘇国元  
パートナー  
TEL : +86 22 2320 6680  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : [jassu@deloitte.com.cn](mailto:jassu@deloitte.com.cn)

#### 広州

展佩佩  
パートナー  
TEL : +852 2852 6440  
FAX : +852 2520 6205  
E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 南京

許柯  
パートナー  
TEL : +86 25 5791 5208  
FAX : +86 25 8691 8776  
E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

#### 武漢

祝維純  
パートナー  
TEL : +86 27 8526 6618  
FAX : +86 27 8526 7032  
E-mail : [juszhu@deloitte.com.cn](mailto:juszhu@deloitte.com.cn)

#### 杭州

盧強  
パートナー  
TEL : +86 571 2811 1901  
FAX : +86 571 2811 1904  
E-mail : [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)

#### 上海

郭心潔  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1308  
FAX : +86 21 6335 0003  
E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 厦門

展佩佩  
パートナー  
TEL : +852 2852 6440  
FAX : +852 2520 6205  
E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター（National Technical Center：“NTC”）は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### 華東区

許徳仁  
全国リーダー及びパートナー  
TEL : +86 21 6141 1498  
FAX : +86 21 6335 0003  
E-mail : [lkhaw@deloitte.com.cn](mailto:lkhaw@deloitte.com.cn)

#### 華北区

張博  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7511  
FAX : +86 10 8518 1326  
E-mail : [Juliezhang@deloitte.com.cn](mailto:Juliezhang@deloitte.com.cn)

#### 華南区

殷国煒  
パートナー  
TEL : +852 2852 6538  
FAX : +852 2520 6205  
E-mail : [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 2128  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙  
ディレクター  
TEL : +86 21 6141 1703  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司  
マネジャー  
TEL : +86 755 3331 8116  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁  
シニアマネジャー  
TEL : +86 411 8371 2850  
FAX : +86 411 8360 3297  
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太  
マネジャー  
TEL : +86 21 6141 1711  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行  
パートナー  
TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維  
マネジャー  
TEL : +86 21 2316 6687  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1702  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫  
マネジャー  
TEL : +86 20 2831 1050  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

#### デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

#### デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

#### デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP 及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2014 徳勤華永会計師事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)